

議案第 58 号

桐生市黒保根町過疎対策のための市税(固定資産税)の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例案

桐生市黒保根町過疎対策のための市税(固定資産税)の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成 29 年 8 月 29 日提出

桐生市長 亀 山 豊 文

桐生市黒保根町過疎対策のための市税(固定資産税)の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例

桐生市黒保根町過疎対策のための市税(固定資産税)の課税の特例に関する条例(平成 17 年 05 月 13 日 桐生市条例第 26 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条中「情報通信技術利用事業」を「農林水産物等販売業」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第 1 条の規定は、この条例の施行の日以後に新設され、又は増設される施設について適用し、同日前に新設され、又は増設された施設については、なお従前の例による。

議 案 説 明

議案第 58 号 桐生市黒保根町過疎対策のための市税(固定資産税)の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例案

過疎地域自立促進特別措置法の一部が改正されたことに伴い、課税免除の対象となる事業について、所要の改正を行おうとするものです。